



## Contents

### P2 トピックス

- (1) 「決済高度化官民推進会議」の設置・開催について
- (2) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第2回・第3回)の開催について
- (3) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について
- (4) 「個人向け国債の勧誘・販売に関するQ&A」の公表について
- (5) 金融機関向けパンフレット「金融機関による企業の海外進出支援の促進に向けて」について

### P5 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

### P8 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

### P9 お知らせ

# トピックス

## (1)「決済高度化官民推進会議」の設置・開催について

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要です。

昨年末、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされました。

こうしたことを受け、同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学法科大学院教授）を設置しました。

6月8日（水）に第1回会合が開催され、田村直樹委員より決済高度化に向けた全銀協の取組みについて説明等がなされ、その後、議論が行われました。

なお、第1回会合にかかる議事録につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「[決済高度化官民推進会議](#)」にアクセスしてください。

## (2)金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第2回・第3回)の開催について

平成28年4月開催の第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合における、麻生金融担当大臣による諮問を受け、市場ワーキング・グループが設置されました。

5月開催の第1回会合（「取引の高速化」）に続いて、6月15日（水）に第2回「市場間競争と取引所外の取引」、7月6日（水）に第3回「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー」をテーマにそれぞれ幅広く議論がなされました。

引き続き市場ワーキング・グループ会合では、情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行う予定です。

なお、第1回、第2回会合にかかる議事録・資料、第3回資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から、「[市場ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

### (3)「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組を促しているところです。

今般、ガイドラインの更なる活用促進を図る観点から、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績（平成27年10月から平成28年3月末までの実績）を取りまとめ、6月20日に公表しました。

#### 民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 (平成27年10月～28年3月実績)

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	208,345	415,990
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	192	399
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	16,193	30,372
④ 合計【④ = ①+②+③】	224,730	446,761
⑤ 保証金額を減額した件数	8,179	15,891
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	99	206
⑦ 新規融資件数	1,801,459	3,565,697
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	12%	12%

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合154組合(全国信用組合連合会を含む)の合計559機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「注目施策・情報」の中の「[『経営者保証に関するガイドライン』の積極的な活用について](#)」にアクセスして下さい。

## (4)「個人向け国債の勧誘・販売に関するQ&A」の公表について

### 1. Q&A作成の経緯

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016」において、「個人・家計の資産運用の幅を広げ、少しでも有利な運用を可能とする観点から、元本割れのない個人向け国債について、購入手続きを簡素化することにより、個人が国債を保有しやすくする環境整備を進める」こととされました。

これを受け、金融庁では、個人向け国債を販売している金融機関等にヒアリングを行ったところ、個人向け国債であっても、法定の契約締結前交付書面に記載された事項をすべて顧客に説明した上で勧誘・販売しているなどの保守的な運用を行い、説明に時間を要していることが判明しました。

この点、金融商品取引法においては、個人向け国債に限らず、金融商品を勧誘・販売するに当たって、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく契約を締結することを禁止しているのみであり、金融商品の特性（リスクの高低等）に応じて、説明の方法及び程度を変えることは可能となっています。

そこで、金融機関が個人向け国債を勧誘・販売する際に求められる説明の方法及び程度を明確にすることで、購入手続きの簡素化に資するため、「個人向け国債の勧誘・販売に関するQ&A」を公表することといたしました。

### 2. Q&Aの概要

Q&Aでは、個人向け国債に係る説明については、その商品性を踏まえると、以下のような方法によることが基本的に可能であると考えられる旨が記載されています。

- ・初めて個人向け国債を購入する顧客については、個人向け国債を購入するに際して、投資判断上必要な情報をわかりやすく説明している書面や必要に応じてパンフレット・リーフレット等を交付した上で、顧客の知識、経験などに応じて、①発行から1年間は原則として中途換金ができないこと、②中途換金時に、直前2回分の利子相当額を基準に算出された中途換金調整額が差し引かれることを説明することとし、これら以外の事項については、顧客の求めがある場合にそれに応じて必要な説明を行うこと。
- ・過去に個人向け国債を購入したことがあり、個人向け国債の仕組みやリスクなどについて理解している顧客については、当該書面を交付した上で、顧客の求めがある場合にそれに応じて必要な説明を行うこと。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[個人向け国債の勧誘・販売に関するQ&A](#)」の公表について（平成 28 年 6 月 24 日）にアクセスしてください。

## (5)金融機関向けパンフレット「金融機関による企業の海外進出支援の促進に向けて」について

金融庁では、金融機関による企業の海外進出支援について、更なる取組を促していくため、金融機関が支援しやすい環境を整備しております。

その中、金融機関からは、「取引先事業者の海外進出を支援したいが、海外進出を専門に担当する部署がなく、ノウハウや知識の蓄積がないため、どのように支援してよいか分からない。」などの意見がありました。

そこで、金融機関の皆様にも、公的機関等の支援制度を活用した優良な事例を知っていただき、様々な支援手段を有効活用してもらうことを目的とし、金融機関向けパンフレット「金融機関による企業の海外進出支援の促進に向けて」を作成しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融庁関係パンフレット](#)」の中の金融機関向けパンフレット「[金融機関による企業の海外進出支援の促進に向けて](#)」にアクセスしてください。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1)その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

## 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- その信用力などが保証されているものではありません。
  - 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
  - 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ IP 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、  
あなたの情報提供を  
待っています。

相場操縦  
インサイダー取引  
投資詐欺  
金融商品の不適切な勧誘  
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909  
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの受付は、こちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136  
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

**SESC** 証券取引等監視委員会  
Securities and Exchange Surveillance Commission  
"for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

## (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口  
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>  
直 通：03-3581-9854  
FAX：03-5251-2198  
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 6 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [平成 28 年熊本地震関連情報](#)
- [平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標](#)
- [適格機関投資家等特例業者等](#)
- [株式会社メドレックス株式ほか 2 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)

# お知らせ

## (1) 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### 金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

## 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

#### 目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしてまいりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### モニター委員

	(敬称略)
井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

#### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者  
シンクタンク

金融機関及び  
その職員

金融庁に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)  
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:  
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

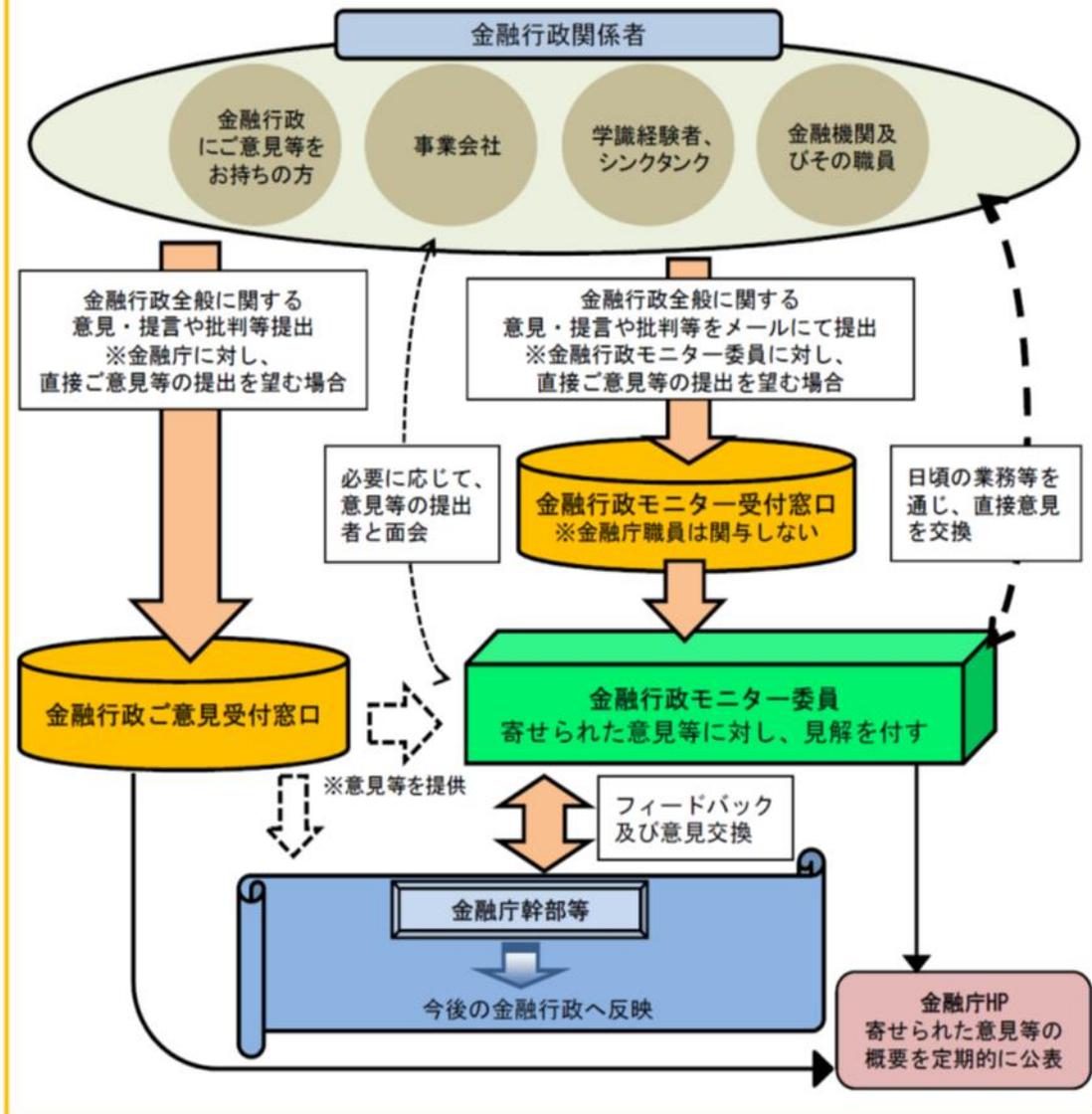
金融行政モニター



## 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

## 金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課  
 金融サービス利用者相談室  
 Tel 0570-052100(ナビダイヤル)  
 (IP電話は、03-3501-2100)

## (2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
  1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

## (3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



## (4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセス F S A や、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>
証券取引等監視委員会	<a href="#"><u>「メールマガジン配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>

